

※記入前に必ず裏面をご確認ください。記載にあたっては、すべて専門学校または高等学校においてご記入ください。

## 編入学基礎資格証明書 (専修学校専門課程〈専門学校〉・高等学校専攻科専用)

志願者について(※印は専門学校の場合のみ記入してください)

フリガナ		性別	生年月日	西暦
氏名		男・女		年 月 日
学校名 (修了当時の名称)				
※ 専門課程名 (修了当時の名称)	学科・コース名 (修了当時の名称)			
入学・修了年月日	西暦	年 月 日 入学 ~	西暦	年 月 日 修了・修了見込 (いずれかに○をしてください)
次のいずれかに該当する。(□に✓をしてください)				
<input type="checkbox"/> 1994年6月21日文科省告示第84号により、専門士の称号が付与された者である。 <input type="checkbox"/> 専門士の称号付与はないが、修業年限が2年以上で、修了に必要な総授業時数が1,700時間以上であり、かつ試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っている課程を修了した者である。 <input type="checkbox"/> 修業年限が2年以上、その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者である。				
大学 入学 資格 確認 欄	本校専門課程または専攻科入学時の最終学歴は以下のとおり。(□に✓のうえ、記入してください)			
	<input type="checkbox"/> 西暦	年 月	高等学校	科 卒業
	<input type="checkbox"/> 西暦	年 月	専修学校 高等課程 <small>(大学入学資格が付与された課程に限る)</small>	科 修了
	<input type="checkbox"/> 西暦	年 月	高等学校卒業程度認定試験・大学入学資格検定	合格
	<input type="checkbox"/> その他( )			
<input type="checkbox"/> 不明(理由を記入)				

本校について(※印は専門学校の場合のみ記入してください)

※ 専修学校設置認可年月日	西暦	年 月 日	裏面 注1) 注2)
※上記志願者が修了した課程・学科(当時の専修学校専門課程設置認可年月日)	西暦	年 月 日	裏面 注3)
校名変更・廃校の場合	旧校名 変更年月日 西暦	年 月 日	廃校年月日 西暦
※ 所管監督庁・所轄庁	所轄庁 担当部課		裏面 注4)

上記の者は本校において法令に定める大学編入学資格を有する者であり、記載事項に誤りがないことを証明する。

西暦 年 月 日

所在地

学校名

校長名

校印

電話

記載担当者名

## 「編入学基礎資格証明書」の発行について(お願い)

学校教育法一部改正により、1999（平成11）年4月から、①修業年限が2年以上で、修了に必要な総授業時数が1,700時間以上の基準を満たす専門学校（専修学校専門課程）の修了者で、②大学入学資格を有する方の大学への編入学が可能となりました。

また、同じく学校教育法一部改正により、2016（平成28）年4月から、①修業年限が2年以上、その他文部科学大臣の定める基準を満たす高等学校の専攻科の修了者で、②大学入学資格を有する方の大学への編入学が可能となりました。

これらの法改正を受け、本学通信教育部では、上記基準を満たす専門学校修了者並びに高等学校の専攻科の修了者の編入学出願を認めております。

本学通信教育部では、専門学校からの編入学志願者には、出願書類として、当該学校の「修了証明書」「成績証明書」に加えて、「編入学基礎資格証明書」（本書式）の提出を求めています。高等学校の専攻科からの編入学志願者には、当該高等学校の高等課程の「卒業証明書」、専攻科の「修了証明書」と「成績証明書」に加えて、「編入学基礎資格証明書」（本書式）の提出を求めています。

「編入学基礎資格証明書」は、志願者が文部科学省の定める大学編入学のための上記基準を満たしていることを証明する資料といたしますので、記載にあたっては、すべて専門学校または高等学校においてご記入ください。また、大学入学資格確認欄に不明と記入された場合は、志願者へ通達いただきますようご協力をお願い申し上げます。

### 専門学校の場合

注1) 本学通信教育部では、専門学校からの編入学出願資格を、**専修学校設置基準施行1976（昭和51）年1月以降の入学者**としています。従って、当該学生の修了時に専修学校認可を受けている場合でも、専修学校設置基準施行以前の入学者については、編入学出願を認めておりませんので、本証明書を発行しないでください。

注2) 表面「専修学校設置認可年月日」とは、貴校が専修学校専門課程として認可された年月日です。上記注1)のとおりに、専修学校の設置基準が施行された1976（昭和51）年1月以降の年月日になります。従って、学校設立の年月日とは異なる場合があります。

注3) 表面「上記志願者が修了した課程・学科(当時)の専修学校専門課程設置認可年月日」とは、証明対象である志願者が貴校に入学し、修了したその当時の課程・学科が専門課程として認可を受けた年月日です。上記注2)の「専修学校設置認可年月日」と同じく、それ以降の年月日になります。

注4) 表面「所管監督庁・所轄庁」の記入例は以下のとおり。

(例)所 轄 庁：京都府  
担当部課：文教課

お気づきの点がございましたら、下記までお問い合わせください。

京都芸術大学通信教育課程入学課

☎：0120 - 20 - 9141